

海外特別研究員事業 採用者各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
海外特別研究員採用者への特例措置について (通知)

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会は、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず派遣先機関での研究実施が困難になった場合等を考慮し、海外特別研究員事業 (RRA 含む) の実施要項及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引 (令和元年10月)』の取扱いについて特例措置を下記のとおり講じることとしました。

本特例措置は、令和2年度内に実施する内容について定めており、採用年度により適用される内容が異なります。また、令和2年度採用者に対しては、令和2年3月23日付事務連絡の続報として、当該事務連絡に記載の内容を一部変更した内容及び新たな事項を追記しています。

については、該当する採用年度への措置内容に同意の上適用を希望する場合は、対応する希望調書等に必要事項を記入し、その電子媒体を速やかに本件担当宛メールでお送りください。

記

1. 対象者

海外特別研究員事業 (RRA 含む) の採用者 (一部採用内定中の者を含む) のうち、別紙に定める条件を満たす者

2. 特例措置の内容

別紙参照

(本件担当)

(独)日本学術振興会人材育成事業部海外派遣事業課
海外特別研究員事業担当

TEL : 03-3263-0189

E-mail : kaitoku@jsps.go.jp

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について

1. 目的

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、海外特別研究員及び海外特別研究員-RRA 採用者（一部採用内定中の者を含む。以下「採用者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により本人の責によらず渡航を延期又は海外での研究中断等をせざるを得ない場合に必要な措置を講じます。

なお、本特例措置は、海外特別研究員事業実施要項、海外特別研究員-RRA 事業実施要項（以下、まとめて「実施要項」という。）及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和元年 10 月）』（以下「手引」という。）の取扱いの特例として実施するものであり、以下に記載のない事項は全て実施要項及び手引に基づき実施します。

2. 措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響は、採用者の採用年度や渡航状況等により多様であることを踏まえ、令和 2 年度は採用年度毎に異なる措置を実施します。令和 3 年度の対応については、該当する採用者に対し改めてお知らせします。

(1) 日本国内に滞在のまま採用開始を希望する者への特例措置

【未渡航の令和 2 年度採用者向け】（下記 3. 参照）

(2) 令和 2 年度中に渡航せず、令和 3 年度に採用開始することを希望する者への特例措置

【令和 2 年度採用内定者のうち、未渡航の者向け】（下記 4. 参照）

(3) 日本国外に滞在する採用者への特例措置【平成 30 年度以前の採用者向け】

（下記 5. 参照）

(4) 共通事項【平成 30 年度、平成 31 年度、令和 2 年度採用者向け】

（下記 6. 参照）

3. 日本国内に滞在のまま採用開始を希望する者への特例措置【未渡航の令和 2 年度採用者向け】

令和 2 年 3 月 23 日付事務連絡により実施した特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用者が派遣国・地域への入国ができなくなった場合等を考慮の上、渡航延期などへの取扱いについて柔軟な対応ができるようにするためのものです。令和 2 年度採用者（採用内定中の者を含む。）のうち、本特例措置の適用を希望する者は、以下の内容を十分熟読の上申請してください。

① 対象者

以下の a) 及び b) の両方に該当する者を対象とします。

ただし、常勤職及びそれに準ずる職（※1）に就いている者が、手引3ページの「①資格（I）」に該当する者が我が国の所属機関から受ける給与を受給する場合は対象外とします。

（※1）①における「常勤職及びそれに準ずる職」の考え方について
週当たり労働時間が20時間を超える場合（80時間以上／月）は、常勤職に準ずる職として扱います。

a) 令和2年度採用者のうち、次の「一」～「三」のいずれかに該当する者

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達等により、当該国・地域への入国を拒否されたあるいは当該国・地域からの退避を求められた採用内定者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 二 派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が困難になった採用内定者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 三 その他前号に準ずる緊急かつやむを得ない事情がある者

b) 海外特別研究員事業による金銭的支援及び手引3ページ「(2) 他からの資金援助」において「例外的に受給を認めている資金」を除く収入源を持たない者（※2）

（※2）本特例措置の適用者が、「日本国内での海外特別研究員としての研究課題遂行」に支障が生じない範囲で、「常勤職及びそれに準ずる職」に当たらない形態で職に就き（今後就く予定を含む）賃金等を受給することは妨げません。

② 日本国内で研究を行うことができる期間

令和2年3月23日付事務連絡時点では、採用内定者及び派遣先の受入研究者が合意した日から最長6か月間までとじていましたが、合計で1年を超えないこととします。ただし採用者は、派遣先の受入環境が整い次第速やかに渡航するよう努めていただくようお願いいたします。

なお、本特例措置の適用を受けた令和2年度採用者の採用期間は、日本国内での研究期間・海外での研究期間を含めた期間とします。採用期間延長の可能性については、『7. 留意事項・その他』に記載のとおり、令和3年度及び令和4年度の財務状況を踏まえ、改めて検討します。

③ 滞在費・研究活動費の支給

日本国内での研究期間については、滞在費・研究活動費を受給することができます。受給可能な額は、令和2年3月23日付事務連絡で示しているとおりです（下表参照）。受給期間は、当該事務連絡時点では最長で6か月としていましたが、希望により合計で1年を超えない範囲で認めることができる取扱いとします。

表：日本国内に滞在する採用者への特例措置期間中の滞在費・研究活動費の支給額目安

| 支給対象期間 | 日数 | 単価 | 計 |
|--------------|----|--------|---------|
| 採用開始後第1日～30日 | 30 | 13,000 | 390,000 |
| 第31～60日 | 30 | 11,700 | 351,000 |
| 第61日～ | 30 | 10,400 | 312,000 |

④ 支給手続

上記①～③の条件により、新規受給又は特例措置期間の延長を希望する場合は、別紙様式1に必要事項を記入し、所定の添付書類と合わせて本会宛提出してください。

⑤ 日本国内で採用を終了する場合の取扱い

令和2年度採用者が、日本国内での特例措置による滞在費・研究活動費の受給後、日本国内滞在のまま採用を終了する場合であって、令和4年度採用分海外特別研究員事業に改めて申請を希望する場合は、令和4年度採用分海外特別研究員事業の申請を特例として認めます。ただし、同事業募集要項の申請資格を満たすことが必要です。詳細は令和4年度採用分募集要項（令和2年度末までに公開予定）を確認してください。

4. 令和2年度中に渡航せず、令和3年度に採用開始することを希望する者への特例措置【令和2年度採用内定者のうち、未渡航の者向け】

派遣先の状況によっては令和2年度中の渡航の見通しが立たない等、採用内定者が、やむを得ない理由により令和2年度中に採用開始を希望しない場合は、令和3年度に採用を開始することを可能とします。

令和3年度中の採用開始を希望する場合は、その理由書（書式任意）を作成し、1）新型コロナウイルスの影響により派遣を令和3年度に延期せざるを得ない根拠、及び2）令和3年度に渡航を開始することについて受入研究者が同意している旨がわかる文書（いずれも通知文書やメールの写し等とし、書式任意）と合わせて速やかに本会宛提出の上、本会の許可を得てください。

本会の許可を得た後、新たな派遣開始日の40日前までに「外国出張計画書（様式3及び別紙日程表）」「派遣開始日届（様式19）」を提出してください。これらの書類を提出することにより、本会は当該の採用者が令和3年度に開始することを採用証明書にて証明することができます。ビザの申請や現在の雇用先との契約の変更等のため、採用期間が令和3年度中であることの証憑が早急に必要な場合は、上記の期日に依らず提出してください。

なお、今後本会として令和3年度に渡航を希望する者を把握する必要が生じた場合は照会させていただきますので、ご協力願います。

5. 日本国外に滞在する採用者への特例措置【平成30年度以前の採用者向け】

本特例措置は、平成30年度以前の採用者のうち、令和2年度中に採用期間が終了する又は終了した者であって、以下に示す条件を満たす者に対し、採用期間の延長を可能とするものです。平成30年度以前の採用者のうち、採用期間の延長を希望する者は、以下の内容を十分熟読の上申請してください。

① 対象者

以下のa)からd)の全てに該当する者とします。

a) 平成30年度以前の採用者のうち令和2年度に採用期間が終了する(※3)者

b) 次の「一」又は「二」のいずれかに該当する者

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達又は派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が著しく困難になった期間を有する者
- 二 その他前号に準ずるやむを得ない事情がある者

c) 本通知発出時点で派遣先の国・地域に滞在中又は滞在予定である者

d) 採用期間の延長を希望する期間において、手引3ページ「(2) 他からの資金援助」において例外的に受給を認めている資金を除く収入源を持たない者

(※3) 本通知発出時点で既に採用期間が終了し日本に帰国している者や、派遣期間の短縮により採用期間を終了した者は、採用期間終了日が令和2年度内であっても本特例措置の対象外とします。

② 採用期間の延長が可能な期間

延長することができる期間は、当初の派遣期間終了日の翌日から、採用者及び派遣先の受入研究者が合意し本会が承認した日までの最長3か月間とします。

③ 滞在費・研究活動費の支給

延長期間中の滞在費・研究活動費は、3か月分を上限として支給することとし、当初の採用期間において適用していた単価を適用の上算出します。

④ 申請手続

上記①～③の条件により採用期間の延長を希望する場合は、別紙様式2に必要事項を記入し、所定の添付書類と合わせて、当初の採用期間終了日の1か月前を目途に本会宛提出してください。なお、この手続が難しい場合はご相談ください。

⑤ 留意事項

延長期間の終了後については、「付加用務（手引 27 ページ参照）」を申請することが可能です。ただし、その場合の付加用務期間の上限は、1 年間から採用期間の延長分を差し引いた期間とします。

6. 共通事項【平成 30 年度、平成 31 年度、令和 2 年度採用者向け】

① 購入済航空券に係るキャンセル料等の負担

新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣先機関への渡航又は派遣先機関からの帰国のために既に購入していた航空券が使用できないことにより費用が発生した場合は、まず航空会社によるキャンセルポリシー等を確認し、同社による払い戻しの手続きを行ってください。当該払い戻しを受けてもなお自己負担が発生する場合は、本会が負担できる場合もありますのでご相談ください。

② 採用期間の中断

通常の採用期間の中断の理由は、通常は出産・育児・病気によるものに限定している（手引 30～34 ページ参照）ところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした中断について、通算して1年を超えない範囲で可能とします。ただし、中断期間中については滞在費・研究活動費の支給はありませんので、あらかじめお含み置きください。

中断を希望する場合は、別紙様式 3 を用いて申請してください。

中断期間の変更については別紙様式 4、再開については別紙様式 5 を用いて申請してください。別紙様式 3 及び 4 については、所定の添付書類も合わせて本会宛提出してください。

その他の事項（中断期間中の滞在費・研究活動費の取扱い、中断期間と採用期間との関係等）については、出産・育児・病気にかかる中断と同様とします。

③ 一時帰国上限の緩和

現在一時帰国中の者や、今後一時帰国を行った者が、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣先の国・地域への再入国を拒否されたり、派遣先機関の閉鎖等により研究実施が困難になったりする場合、通常の一時帰国の上限（1 回につき 14 日以内、2 年間の採用期間において 40 日以内）の緩和を考慮します。詳細は、具体的な事情を含め本会までご相談ください。

7. 留意事項・その他

- ① 本特例措置の適用期間中も、海外特別研究員の遵守事項等に違反した場合は、採用取消や採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。

- ② 平成 31 年度採用者及び令和 2 年度採用者に係る採用期間の延長可能性については、令和 3 年度及び令和 4 年度の財務状況を踏まえ、改めて検討します。

- ③ 上記 5. の延長期間、6. ②の中断期間及び③の一時帰国期間については、その設定期間が令和 2 年度を超える場合が想定されますが、その場合の取扱いについては本会までお問い合わせください。